

知っていますか？

## ●償却資産は申告が必要です

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。

令和4年1月1日時点で市内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に申告書を提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止・窓口混雑緩和のため、電子申告（e L T A X）や郵送申告にご協力ください。

※正当な理由がなく申告しないときは過料が科される場合があります。

申告期限  
令和4年  
**1月31日**(月)

### 償却資産とは

会社や個人が事業のために所有している土地・家屋以外の資産です。具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品などがあります。軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

【例】太陽光発電、パソコン、ビニールハウス、看板、自動販売機 等

### 申告書類

前年度に申告した人や新規に事業を開始した人などには12月下旬に申告書類を送付します。お手元に届かない場合は、下記にお問い合わせするか、市ホームページ（右記二次元コード）からダウンロードしてください。



## ●家屋の異動も申告が必要です

令和3年中に家屋を新築・増築・取壊・譲渡した人は下記にご連絡ください。ただし、法務局で登記を済ませている場合は必要ありません。適正な課税処理に必要なため、次の内容に該当する人は必ず届出をしてください。

12月31日(金)までに

- ①建物を新築・増築したとき
  - ②建物を取り壊したとき
  - ③未登記家屋を譲渡（売買・相続・贈与など）したとき
- ※未登記家屋とは…不動産の「登記」をしておらず、登記記録上の所有者や所在が不明な状態である建物

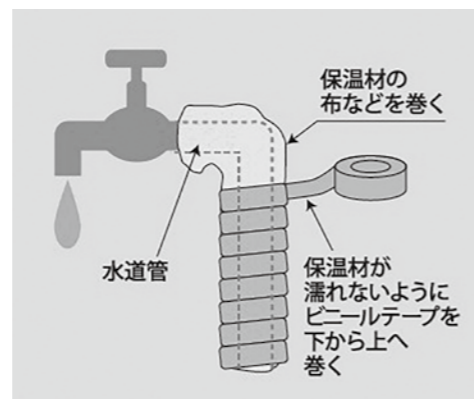
問 税務課資産税係 ☎ 8 2 0 6（市役所1階）

## ●水道管の凍結防止対策はできていますか？

気温が下がる冬場は、水道管が凍って、破損する可能性があります。北側の日陰や屋外で風が直接吹き付ける水道管及び温水器周りの配管部分など凍結しやすい場所には、保温材を巻く凍結防止対策を行いましょう。また、メーターボックスに布切れ等（ビニール袋に入れたもの）を入れる対策も有効です。凍結破損による漏水は原則、減免対象となりませんのでお気を付けください。

※凍結し、破損した場合の修理依頼及び費用は自己負担となります。

※万一の破損に備えて、自宅のメーターとバルブの位置を確認しておきましょう。



問 上下水道局経営管理課窓口係 ☎ 8 2 2 4（市役所5階）

令和4年度日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）

## ●定期使用団体の新規受付開始

令和4年度に年間を通してアオーゼを定期的に利用する新規団体の登録申請を受け付けます。

### ▶利用できる施設

音楽室、練習室、会議室1・2・3、体験学習室1・2

### ▶登録の基準

- ①社会教育法第20条（※1）に該当する活動を目的とした団体であること
- ②講師がその団体を主宰する団体は除く
- ③自主的な教育活動を行い、その学習活動や内容が明確であること
- ④日田市在住又は市内在勤者で、おおむね5人以上で構成される団体であること
- ⑤原則として新たに参加を希望するものが適宜加わることのできる団体であること
- ⑥営利を伴うものや政治・宗教活動を目的としない団体であること

（※1）社会教育法第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

※日田市及び日田市教育委員会が主催事業で利用する場合、登録の許可にかかわらず、公共の利用を優先し、団体の利用中止又は利用日程の変更を求めることがあります。

### ▶提出書類

- ・登録申請書（様式第1号）
- ・会員名簿（様式第2号）
- ・年間活動計画書（様式第3号）

※申請書類は市ホームページ（右記二次元コード）からダウンロードできます。



### ▶受付期間

12月7日(火)～24日(金)（期限厳守）  
平日 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日を除く。

### ▶受付場所

アオーゼ1階 社会教育課



問 社会教育課生涯学習推進係 ☎ 6 8 6 8（アオーゼ1階）

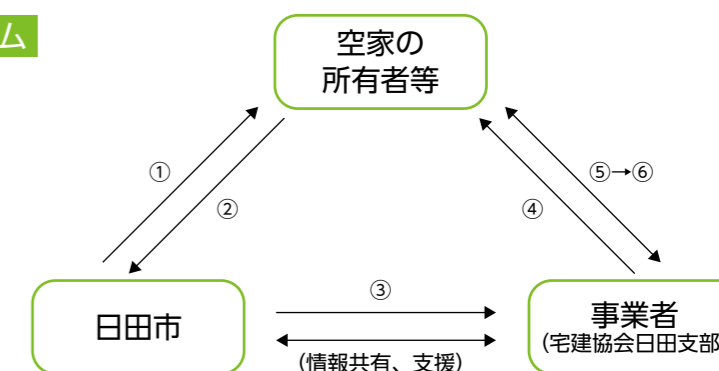
## ●空家等の流通・利用促進に関する協定の締結

市では、年々増加傾向にある空家の問題に対し民間事業者と連携した対策を進めるため、令和3年11月17日に宅地建物の流通や供給など、不動産業を営む専門的な事業者が加盟する一般社団法人宅地建物取引業協会日田支部と空家等の流通・利用促進に関する協定を締結しました。

市が保有する空家情報と民間事業者が持つ住宅市場の流通に関する専門的なノウハウを活用することで、空家の市場への流通促進を図ります。

### 民間市場への流通促進に関する基本スキーム

- ①空家等の市場への流通に向けた働きかけ
- ②情報提供についての同意
- ③事業者へ情報提供
- ④所有者等への空家情報等の確認
- ⑤市場への流通に向けた協議
- ⑥仲介契約成立



問 建築住宅課指導審査係 ☎ 8 2 2 6（市役所5階）